

電子複写不可



防衛研究所図書館

昭和十九年度

十年

70

未

論

級

級 066

經理

室

室

九

CONFIDENTIAL

0766

昭和33年4月米政府返還旧日本軍記録文書等史料経歴票	防衛庁防衛研究所戦史室	表題	...
...	...	整理番号	...
...	...	作成の部隊 月・個人名等	...
...	...	作成年月日	明治 大正 昭和
...	...	史料 の 内 容	...
...	...	備考 (本史料に關 する重要事項 を記す)	...
...	...	作成者 氏名	西浦進

昭和33年4月米政府返還旧日本軍記録文書等史料経歴票

防衛庁防衛研究所戦史室

表題
整理番号
作成の部隊 月・個人名等
作成年月日	明治 大正 昭和
史料 の 内 容
備考 (本史料に關 する重要事項 を記す)
作成者 氏名	防衛庁防衛研究所戦史室長 西浦進

昭和33年5月調整

Table with columns for item numbers (e.g., 31-36, 37-42) and descriptions in vertical Chinese characters. The text is dense and difficult to read due to high contrast and some bleed-through from the reverse side of the page. The table appears to be a ledger or inventory list.

60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49

二 石師經表四三	一 石師經表四二	一 石師經表四一	一 石師經表四〇	一 石師經表三九	一 石師經表三八	一 石師經表三七	一 石師經表三六	一 石師經表三五	一 石師經表三四	一 石師經表三三	一 石師經表三二	一 石師經表三一	一 石師經表三〇	一 石師經表二九	一 石師經表二八	一 石師經表二七	一 石師經表二六	一 石師經表二五	一 石師經表二四	一 石師經表二三	一 石師經表二二	一 石師經表二一	一 石師經表二〇	一 石師經表一九	一 石師經表一八	一 石師經表一七	一 石師經表一六	一 石師經表一五	一 石師經表一四	一 石師經表一三	一 石師經表一二	一 石師經表一一	一 石師經表一〇	一 石師經表〇九	一 石師經表〇八	一 石師經表〇七	一 石師經表〇六	一 石師經表〇五	一 石師經表〇四	一 石師經表〇三	一 石師經表〇二	一 石師經表〇一	一 石師經表〇〇
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

一 石師經表四八	一 石師經表四七	一 石師經表四六	一 石師經表四五	一 石師經表四四	一 石師經表四三	一 石師經表四二	一 石師經表四一	一 石師經表四〇	一 石師經表三九	一 石師經表三八	一 石師經表三七	一 石師經表三六	一 石師經表三五	一 石師經表三四	一 石師經表三三	一 石師經表三二	一 石師經表三一	一 石師經表三〇	一 石師經表二九	一 石師經表二八	一 石師經表二七	一 石師經表二六	一 石師經表二五	一 石師經表二四	一 石師經表二三	一 石師經表二二	一 石師經表二一	一 石師經表二〇	一 石師經表一九	一 石師經表一八	一 石師經表一七	一 石師經表一六	一 石師經表一五	一 石師經表一四	一 石師經表一三	一 石師經表一二	一 石師經表一一	一 石師經表一〇	一 石師經表〇九	一 石師經表〇八	一 石師經表〇七	一 石師經表〇六	一 石師經表〇五	一 石師經表〇四	一 石師經表〇三	一 石師經表〇二	一 石師經表〇一	一 石師經表〇〇
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

卷之十一	名	字
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...

... 字 ...

報告班

名

号

字

製材班作業開始ノ件通牒

武第一五五九部隊

ノルニ付通牒ス

等ニツテ甚ク人少ナルニ付利用

原木及製材ノ卸下運搬

度



背番号

書類番號

件

名

稱

字

赤針一號外

古波藏製材班作業開始ノ件通牒

昭和十九年八月二十四日

武第一五五九部隊

第六八〇九初小隊

記 開始シタルニ付通牒ス

記 本隊作業班ハ機械取扱者等ニシテ甚ク人少ナルニ付利用
所要大カラテ隊シ原木及製材ノ卸下運搬
ハ各隊ニ於テ實施セラレ度

古波藏停車場附近

開始日次

八月二十四日



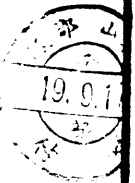
黃安經主發第二十六號

戰死並ニ戰病死者ニ對スル給兵通牒
聞スル件通牒

昭和九年九月十七日 武第一五七三部隊黒田隊

武第一五七三部隊黒田隊

如クセラレ度通牒ス



官廳に於て黄文を以て...

相模六ヶ所 尾張...

昭和十九年九月三日

苗妻修等第四一號

七ヶ所ト空袋返餉ニ関スル件通牒

昭和十九年九月三日

武第五七三部隊 黒田隊

紙八八九部隊御中

首題件ニ関シ...

注意ヲ以テ取及ヒ...

返餉ノ様...

返餉ノ様...

黄菱経主發第三七號

準戦地増俸支給ニ伴ヒ停止セラルヘキ
給與ニ関スル件牒

昭和十九年十月三日

武第一五三部隊黒田隊長

球第二八九部隊長殿

首題ノ件ニ関シ七月一日以降既ニ支給済ノ詰切居殘
食料並ニ居殘夜食料ハ返納整理スヘキニ付遺漏ナキ
ヲ期セラレ度通牒ス



Vertical handwritten text on the right page, including the date 昭和十九年十月三日 and other illegible characters.

黄美運送發第五六號

分任官交替手續ニ關スル件通牒



昭和十九年十月三日

武第一五七三部隊黒田隊長

球第六九部隊長殿

首題ノ件ニ関シ近時ニ規ノ手續ヲ經ルコトナク

分任官交替シアリン事例アルモ右ハ陸軍會計事務

規程ニ準據處置スヘキモノナルヲ以テ自今之リ當部

ニ對スル事前事後ノ通報ヲ確實ニ實施相成度通牒

ス

上野製菓生菓菓子

現程度第三四八號



經理部將枝下士官現況調査ニ關スル件照會

昭和十九年十月三日

球第一六六部隊經理部長

球第二〇九部隊長 殿

首題ノ件別紙様式ニ依リ調査ノ上十月十五日

迄當部ニ到着スル如ク提出相成度照會ス



主計將校下士官人員調査表（略凡一〇〇〇〇〇〇）

個有部隊號

區分	定員	現任	員差引	備	主計	技	建	技	過	不	定	將	准	曹	軍	位	
												校	尉	長	曹	長	

註一 十月一日現在ヲ以テ調査スルモノトス
 二 下士官候補者ヲ以テ充足シタル部隊ハ摘要欄ニ官氏名
 兼育期間及豫備役ノ者ニアリテ下士官適ノ有無等ヲ記
 入スルモノトス

下士官均別所管令

昭和二十一年三月一日

黄菱經主登第三八號

植山

年末賞與一部繰上支給 関三件達

昭和十九年十月四日

武第一五七三部隊長

原

球第二八九部隊長殿

首題、件陸 密第四〇一二號ニ依リ一部繰上支給ス

主計將校下士官職名簿(昭九一。一現在)

個有部隊號

考備	職	轉屬年月日	役種	官等級	氏名

19

黃菱經主發第三九號

準戰地增俸件達

昭和十九年十月四日

武第五七三部隊長

球第六九部隊長殿

九月十四日陸軍部第九三五一號ニ依リ七月一日以降準

戰地增俸第一表ノ額ヲ支給ス(九月一日現ニ南西諸

島ニ在ル部隊ニ屬スル者ニ限リ)

但シ同號第二表噸託員雇員傭人ニ對スル支給区

分ニ適用ス

左記



一 單管區採用、嘱託員、雇員、別表、額
 一 傭人、別表、額
 一 前二號以外、嘱託員、雇員、第二表、額

月給額	増減率	日給	増減率
五〇月迄者	給料月額、十分ノ十二	八五銭迄者 八五銭ヲ起スル者	十分ノ十六
五〇月ヲ越スル者	給料月額、十分ノ十一	九五銭ヲ起スル者 一月ヲ越スル者	十分ノ十五
百月迄者	給料月額、十分ノ十	一月一〇銭ヲ起スル者 一月一〇銭ヲ起スル者	十分ノ十四
百月ヲ越スル者	給料月額、十分ノ九	一月二〇銭ヲ起スル者 一月二〇銭ヲ起スル者	十分ノ十三
百四〇月迄者	給料月額、十分ノ八	一月三〇銭ヲ起スル者 一月三〇銭ヲ起スル者	十分ノ十二
百四〇月ヲ越スル者	給料月額、十分ノ七	一月四〇銭ヲ起スル者 一月四〇銭ヲ起スル者	十分ノ十一
百八〇月迄者	給料月額、十分ノ六	一月五〇銭ヲ起スル者 一月五〇銭ヲ起スル者	十分ノ十
百八〇月ヲ越スル者	給料月額、十分ノ五	一月六〇銭ヲ起スル者 一月六〇銭ヲ起スル者	十分ノ九
二百月迄者	給料月額、十分ノ四	一月七〇銭ヲ起スル者 一月七〇銭ヲ起スル者	十分ノ八
二百月ヲ越スル者	給料月額、十分ノ三	一月八〇銭ヲ起スル者 一月八〇銭ヲ起スル者	十分ノ七
二百四〇月迄者	給料月額、十分ノ二	一月九〇銭ヲ起スル者 一月九〇銭ヲ起スル者	十分ノ六
二百四〇月ヲ越スル者	給料月額、十分ノ一	一月一〇〇銭ヲ起スル者 一月一〇〇銭ヲ起スル者	十分ノ五



黄菱紙 發第一三五號

キハ調書提出期日變更ノ件通牒

昭和十九年十月五日

陸軍省 陸軍部 第一五七五號

武第一五七五號 陸軍部 陸軍省 陸軍省

黄菱紙 發第十八號 以下 陸軍部 陸軍省 陸軍省

南ノ業務 陸軍省 陸軍部 陸軍省

提出期日 昭和十九年十月五日 陸軍部 陸軍省

提出期日 昭和十九年十月五日 陸軍部 陸軍省

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

八音 十食ハ六

一ノマロクハシ

一八十五

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



陸軍省 19. 陸軍部

体
大

黄菱経衣發第一三六號

現地自活用種豚辨旋希望敷、件照會

昭和十九年十月五日

武第一五七三部隊員日隊長



首題、件、肉シテハ書置ニ九月二十九日師團長官署打合
同席上ニ於テ是路ヒシ通辨旋敷可、付左記書置、爲、目
希望敷、中、出ラシ、度照會ス

五	八	日	明	部	長	官	署
九	月	二	十	九	日	師	團
長	官	署	打	合	席	上	ニ
於	テ	是	路	ヒ	シ	通	辨
旋	敷	可	付	左	記	書	置
爲	目	希	望	敷	中	出	ラ
シ	度	照	會	ス			

八	日	明	部	長	官	署
九	月	二	十	九	日	師
長	官	署	打	合	席	上
於	テ	是	路	ヒ	シ	通
辨	旋	敷	可	付	左	記
書	置	爲	目	希	望	敷
中	出	ラ	シ	度	照	會

黄菱経衣發第一三六號

昭和十九年十月五日

武第一五七三部隊員日隊長

武第一五七三部隊員日隊長

昭和十九年十月五日

武第一五七三部隊員日隊長

武第一五七三部隊員日隊長

黄菱経衣發第一三六號

11
11
11

日	時	分	秒	分	秒	分	秒

各部隊に於ける出動の回数
 日 時 分 秒
 出動回数
 出動時刻
 出動場所
 出動理由

昭和十九年十月五日
 武第五七三部隊参謀長

黄葉盛衣券第二〇六三券
 消費品類消費節約ニ関スル件通牒
 昭和十九年十月五日
 武第五七三部隊参謀長



黄葉盛衣券第二〇六三券
 消費品類消費節約ニ関スル件通牒
 昭和十九年十月五日
 武第五七三部隊参謀長



黄葉盛衣券第二〇六三券
 消費品類消費節約ニ関スル件通牒
 昭和十九年十月五日
 武第五七三部隊参謀長

向本部隊ニテハ洋紙類、両面印刷物、通牒印刷物ノ發
 上等実行不確實ナシ、了ニシテ念中



此 係

黃美經主發第三八號

保證書提出ニ關スル件通牒

昭和十九年十月音

武第一五三部隊異動

張第一八八九部隊御中

戰時陸軍計算證明規程第七條ニ係ル保證書

調製官ハ師團經理部長ニ於テ受命セラルル所

對今同規程様式第一依リニ部作製上毎月

決算證書類ト共ニ當部宛提出相成度



大正十一年十月四日
 陸軍省
 陸軍部
 陸軍大臣
 陸軍省
 陸軍部
 陸軍大臣
 陸軍省
 陸軍部
 陸軍大臣



黄菱經主第第四號

貯蓄増強ニ関スル件通牒

昭和十九年十月四日 武第一五七三部隊参謀長

球第二八九部隊長殿

首題ノ件ニ關シ今般準戰地増俸支給ヲ機會ニ別紙

通貯蓄規定メラレタルニ付之カ實行ヲ徹底シ以テ

運動購買力ノ吸收ニ努メラレ度依命通牒ス



別紙

一方針

主として留守宅送金ヲ為シテアラル軍人軍属ヲ對象トシ
浮動購買力ノ吸收ニ資助アリ如ク強行スルモノトス

二貯蓄率

各部隊長ニ於テ適宜規約ヲ設ケ實施スルモノトスルモ
貯蓄率ハ概テ左記ヲ標準トス

左記

ノ留守宅送金ヲ為シテルモノ 任意
ノ留守宅送金ヲ為シテラサルモノ

臨時家族手當金額及増俸半額

・現地採用ノ雇傭人

増俸金額

但シ眞ニ已ムヲ得サル事情ニ依リ右標準額ノ貯蓄
率ニ達セズシテ然ル所長ノ許可ヲ得之ヲ



二貯蓄方法

俸給支給ノ際貯蓄額ヲ天引シ各人名義郵便貯金通

帳ニ預入スルモノトス

尚郵便局ニ於テ目下新通帳ノ保有部数極大ニ増少
見越セリ以テ右國人貯蓄ノ實施困難ナル場合ハ通帳

ノ交換ヲ待テ實施スルモノトス

報スルモノトス

張式第一

至自 月間貯蓄実績調書

部 隊 號

分	前月迄積立高	前月繰入金高	前月引出高	差引現在高	人員	名	平均積立高
兵							
計							
在備人							
備考							

轉入轉出等ニ依リ著シキ増減アリタル場合ハ備考ニ其旨
附記コト

本調書ハ翌月二十日迄ニ到着スル如ク提出スルモノトス

球第一八・九部隊長殿

首題ノ件ニ就テ通開始セルニ付通報ス

八月二日 三月三日

公衆 三九三

八八六

積

一九一〇

貨物廠初轉業務開始之件通牒

球第一八一一部隊

記

積

一九一〇

首題ノ件十月十一日ヨリ記ノ通業務
開始セルニ付通牒ス

記

本部

津嘉山

又集積詳

津嘉山一長堂一金良一

宜壽次地已

軍需品處置ニ關スル件通牒

昭和九年拾月拾参日

球第一六一六部隊經理部

球第一〇九部隊長殿

一 極度分散配置ヲナスコト
二 大家屋ヲ避ケルコト
三 其損害大ナリ
四 明瞭ナル目標物内及其附近ヲ避ケルコト
五 野積ヲ極力避ケルコト
六 洞窟利用ヲ努ムルコト

一 極度分散配置ヲナスコト
二 大家屋ヲ避ケルコト
三 其損害大ナリ
四 明瞭ナル目標物内及其附近ヲ避ケルコト
五 野積ヲ極力避ケルコト
六 洞窟利用ヲ努ムルコト

一 極度分散配置ヲナスコト
二 大家屋ヲ避ケルコト
三 其損害大ナリ
四 明瞭ナル目標物内及其附近ヲ避ケルコト
五 野積ヲ極力避ケルコト
六 洞窟利用ヲ努ムルコト

一 極度分散配置ヲナスコト
二 大家屋ヲ避ケルコト
三 其損害大ナリ
四 明瞭ナル目標物内及其附近ヲ避ケルコト
五 野積ヲ極力避ケルコト
六 洞窟利用ヲ努ムルコト

一 極度分散配置ヲナスコト
二 大家屋ヲ避ケルコト
三 其損害大ナリ
四 明瞭ナル目標物内及其附近ヲ避ケルコト
五 野積ヲ極力避ケルコト
六 洞窟利用ヲ努ムルコト

一 極度分散配置ヲナスコト
二 大家屋ヲ避ケルコト
三 其損害大ナリ
四 明瞭ナル目標物内及其附近ヲ避ケルコト
五 野積ヲ極力避ケルコト
六 洞窟利用ヲ努ムルコト

一 極度分散配置ヲナスコト
二 大家屋ヲ避ケルコト
三 其損害大ナリ
四 明瞭ナル目標物内及其附近ヲ避ケルコト
五 野積ヲ極力避ケルコト
六 洞窟利用ヲ努ムルコト

一 極度分散配置ヲナスコト
二 大家屋ヲ避ケルコト
三 其損害大ナリ
四 明瞭ナル目標物内及其附近ヲ避ケルコト
五 野積ヲ極力避ケルコト
六 洞窟利用ヲ努ムルコト

黄麦經衣發第五號

酒保品補給單價ノ件通牒

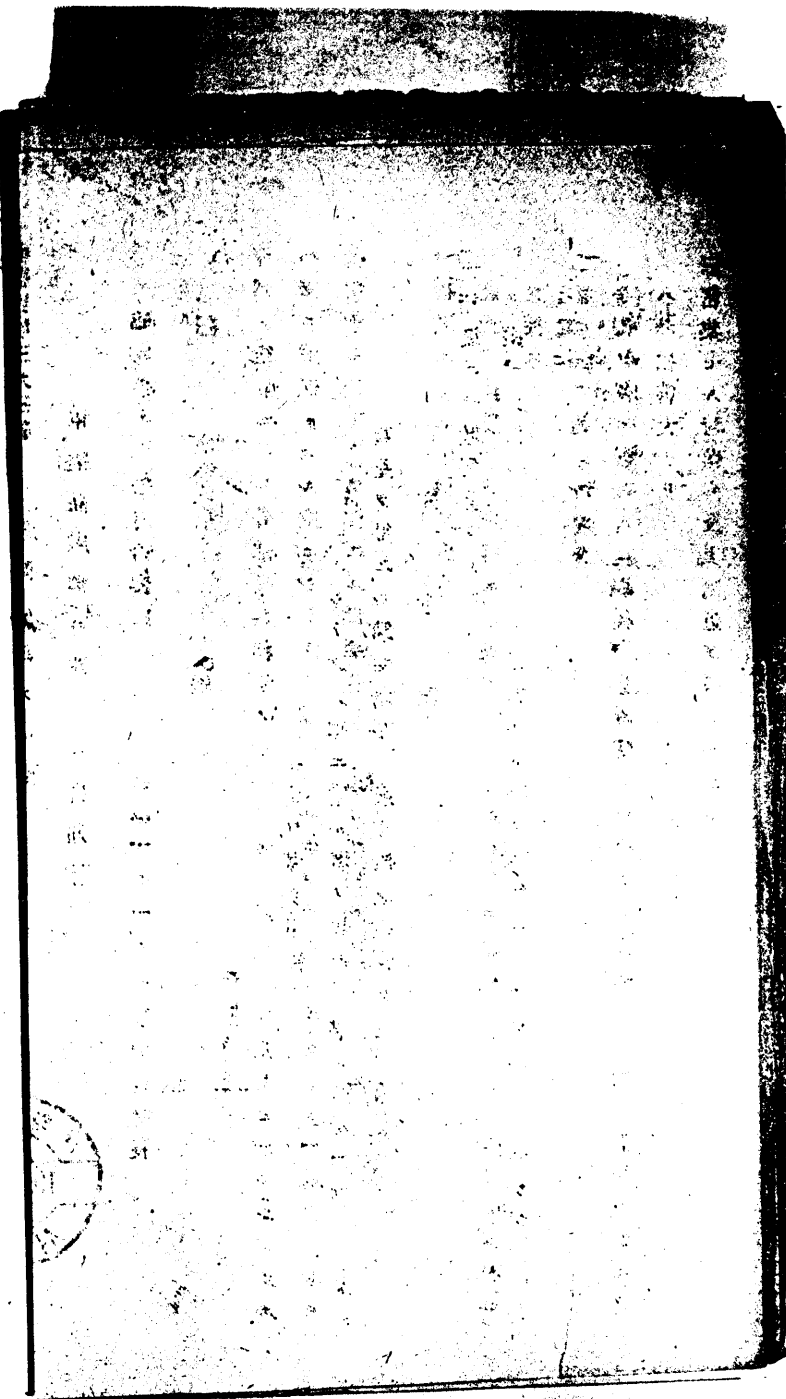
昭和十九年十月十日

武第三五七部隊黒田隊長

球八九部隊長殿

首題ノ件十月十日以降別紙單價表ノ通補給ス

ルニ付承知相成度



酒保品販賣單價表

品目	單位	一内	給單	補單	賣價	插
清酒	本	二一六	二二五	二三五	二三五	利益率 5%
麥酒	本	二二六	二三五	二三五	二三五	
金鷄	テ	二〇〇	二二〇	二二三	二二三	利益率 3%
ほま	ル	二〇〇	二二〇	二二三	二二三	
黒糖	斤	七八	五二	五二	五二	ニ
白糖	斤	三〇	六三	六五	六五	
カク	本	四八	三〇	三一	三一	
カク	本	二四	一〇〇	一〇三	一〇三	
カク	本	二四	一〇〇	一〇三	一〇三	
甘	斤	一八	一〇〇	一〇三	一〇三	
甘	斤	一八	一〇〇	一〇三	一〇三	
金花糖	斤	一五	一〇〇	一〇三	一〇三	
羊羹	斤	二〇	一〇五	一〇八	一〇八	
羊羹	斤	二〇	一〇五	一〇八	一〇八	
糖	斤	二〇	九五	九七	九七	
糖	斤	四〇	九五	九七	九七	
糖	斤	一五	一六〇	一六四	一六四	
糖	斤	一五	一五二	一五六	一五六	

但シ本月三十日球經衣第三四一號ニヨリ十月以降酒保品補給單價
 変更ニ付ト販賣價格左ノ通り定ム
 本表以外ノ品目ハ從前通トス



黄表送六發第一五九號

武第一五七三部隊現地自活計画送付ノ件

昭和十九年十月十八日

武第一五七三部隊黒田隊長

武第一八〇九部隊

大塚三郎

去月二十九日經理主任者會同席上配布セシ現地自
活計画別冊ノ通達裁セラレタルニ付送付ス

武部第一五七三部隊現地自治計画

昭和十九年十月三日
首里

方針

第三二軍管轄地自治方針ニ基キ急速ニ現地自治態勢ヲ確メス
七村ニ東洋ニ既往ノ体験ヲ基底トシ糧秣ニ重点ヲ指向シ併セテ
兵隊被服用品營繕材料醫藥品救急資材等ニ在リテ七自治
隊自ラ物資ノ生産取得ニ努ムルノミナラス防衛
上ノ地位ヲ固メ振興増進地方生産機關ノ指導誘掖ニ當リ
以テ地方自治ヲ轉成スベシ
去歲態勢ノ確立時期、昭和十九年十月末ト豫定ス

第二 要領

一、防衛地内の各方面共現地自治ノ發展スヘキ餘地僅少ナ
 二、自給自足ノ戰局展開ニ即應セシムル如ク生産品ノ培養取得手續
 三、二期ニ分テ本課程ヲ全テ得ルト共ニ之ト併進シテ他ノ軍需品
 四、又之モ各部隊ハ自力解決ヲ本則トシ師團ニテハ主トシテ
 現地生産機關ヲ協カセシム軍方針ノ生産量ヲ確得ル

二、第一期期間及其期間ニ於テ地方策左ノ如シ
 (1) 自八月三十一日間第一期實施方策

- 1. 防衛地内資源調査及物資移動統計
- 2. 隷指揮下部隊ニ對スル現地自治方針ノ示達並ニ指導
- 3. 隷指揮下部隊ニ對スル現物ノ斡旋

5. 現地自治生産手段ノ着手

6. 急速ナル戰局展開ニ即應セシムル如ク生産品ノ培養取得手續
 (1) 自十一月五ヶ月間第二期實施方策

- 1. 第一期間ノ試驗培養食品ノ收獲取得檢討
- 2. 第二期着手事業ノ擴充匡正發展方策
- 3. 各部隊現地自治ノ自力解決促進
- 4. 各部隊現地自治ノ指導強化
- 5. 地方行政機關ニ對スル強力ナル指導督勵
- 6. 第二期末ハ地方機關ヲ協カセシム糧秣ニ在リテハ主食以外
 ハ完全自治ノ域ニ到達ヲ期ス

(1) 戰場化シタル場合

各部隊之自治、當時保有軍需品中ノ根幹トシ其任務達成
關去期要之ヲ以テ之ヲ得ルコトス

之ヲ爲其地ニ内閣ニテハ師團ニ於テ民側ヲモ合セ指導ス
之前項ニ伴テ政府縣統制會ノ諸統制物資軍司令部所有
物資之處理ハ當時ノ狀況ニ應シ之ヲ指示セラル

戰場化時、自治ハ準備間ノ自治ト比率ニ於テ大ナル差アル
補給物資施部隊、補給之中断セラルヘキヲ以テ各部隊
ハ真剣且急速ニ之ヲ對策特ニ實行計畫ヲ立案シアルモノ
トス

戰場化ニ先テ戒嚴令布告ノ場合ハ全般的ニ軍師團ノ統一
施策トシテ前各項ノ要領ニ準テ實施スルモノトス

三 師團ハ自治ニ関スル諸計畫ヲ立案シ各部隊ニ自治ニ
ヲ與ヘ且實行ノ指導ニ任スルト共ニ地方行政機關ニ行進
勵ニテ自ラ物資ノ生産統一取得ニ任ス

各部隊現地自治ハ自力解決ヲ本則トシ極力兵力ニ依
テ實施スルニ戰局即應ニ態勢カニ適進スルモノトス

四 各部隊ハ師團經理部下連繫ヲ密ニシ防衛地ニ於テ於ケル
地方行政機關ヲ加力セシメ之ヲ最高度ノ活用ニ努メ地方資
源ノ極大増殖ヲ專心シムルモノトス

又是等地方諸機關トノ接衝ノ大綱ハ第三十二軍ト連繫上
師團經理部之ヲ實施シ師團長ハ承認ヲ受クルモノトス若シ
各地區隊ニ於テ地方機關トノ重要ナル接衝事項ハ

師團長申請スルモノトス

五各地區隊ハ其地域内ニ於テル資源ノ狀況ヲ調査シ之ヲ移動
狀況ヲ知悉スルト共ニ戰局ノ急変ニ即應スル如ク現地物
資ヲ把握シアルヲ要ス

各部隊ハ各地區隊ノ統制ニ依リ部隊ノ自活態勢ヲ急速
ニ確立シ完全自活ノ域ニ到達スルモノトス

六本年度現地自活實施ノ細部要領ハ左ニ據ルモノトス
一師團現地自活担任比率表

別紙第一

二農産物並肉資源關係現地自活要領

別紙第二

三漢撈現地自活要領

別紙第三

四兵眷關係現地自活要領

別紙第三

五被服用品等供給關係現地自活要領 別紙第三

六衛生材料關係現地自活要領

別紙第三

七各部隊現地自活ニ要ル經費ハ自隊持有共有金ニ於テ

支辨スルヲ本則トス

又之ヲ所要ノ施設資材ハ師團經理部ニ於テ配當スルモノ
以外ハ自力解決ニ依ルモノトス

但シ現地自活ノ培養源ノ取得困難ナル場合ハ師團經理
部之ヲ幹放スルモノトス

八第一期間ニ於テ戰闘開始セラルル場合ニ在リテモ陣地
敷ニ於テ各隊ハ速成野菜ノ製造屠獸肉ノ活用加工製
造陣前檢査其他物資ノ蒐集利用方法ニ関シ隊ノ施

設及...

九各部隊本計画ニ基キ現地自治ニ関スル態勢ヲ急速

ニ整備シ第二期以後ニ於ケル諸計画ヲ立案シ十月末

日迄ニ師團長ニ提出スルモノトス

其ノ實施ノ成果ハ昭和二十年四月五日迄ニ報告スルモノ

トス

別紙第一

師團現地自治担任比率表

種別	品目	比率	
		自任	委任
軍用	軍用	100%	0%
	軍用	100%	0%
民生	民生	20%	80%
	民生	20%	80%
教育	教育	20%	80%
	教育	20%	80%
衛生	衛生	20%	80%
	衛生	20%	80%
その他	その他	20%	80%
	その他	20%	80%

品目モ亦目標トス

尚本比率ハ第一期末ニ於ケル自治態勢カトス

九各都府本計画ニ基キ現地自治ニ関スル態勢ヲ迅速

ニ整備シ第二期以後ニ於テハ諸計画ヲ立案シ十月末

日迄ニ師團長ニ提出スルモノトス

其ノ實施ノ成果ハ昭和二十年四月五日迄ニ報告スルモノ

トス

備考

第三十二軍現地自治要領別紙第一ニ經理關係事項ニ

依リ示達セラレタル範圍内ニ於テ自治担任比率ヲ

定メ以テ本比率ハ最小限ノ比率ヲ示スト其ノ

品目モ亦目標トス

尚本比率ハ第一期末ニ於ケル自治態勢トス